学 習 の 評 価 に 関 す る 規 則

（趣意）

この規則は、学則第７章第22条･23条･24条及び第25条の規定に基づき、学習の評価に関し必要な事項を定める。

１　学科試験について

（学科試験）

学科単元試験は、次の各単元学科終了ごとに行なう。

⑴　科目終了時又は単元終了時

⑵　その他学校長が必要と認めたとき

（受験資格）

各学科目及び単元の受験資格は、当該学科単元の授業時間数の３分の２以上出席した者とする。

（単位の授与）

担当教員は、試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に成績を評価し、合格した者には、当該科目の所定の単位を与える。

（成績評価の基準）

成績評価の基準は、次のとおりとする。

評定	評　　価	合　否	ＧＰ
Ａ	80点　～　100点	合　格	４
Ｂ	70点　～　 79点	合　格	３
Ｃ	60点　～　 69点	合　格	２．１
Ｄ	60点未満	不合格	０

（ＧＰＡ評価と計算方法）

ＧＰＡ（Grade Point Average）とは、成績評価指標の一である履修科目全体の成績評価の平均であり、修得単位数の水準を知るうえでの参考とし、年度の評価として当該学年の順位を決める。成績下位の者には必要時指導とする。

卒業試験、合格又は不合格のみで評価することが認められている科目及び単位認定科目は、ＧＰＡの算出から除外する。

$$ＧＰＡ＝\frac{4.0\times Ａの修得単位数+3.0\times Ｂの修得単位数+2.0,\ 1.0\times Ｃの修得単位数}{履修した科目の単位数合計（不合格を含む。）}$$

（試験の受け方）

⑴　受験前

ア　試験スケジュールを確認して臨む

イ　学生は出席番号順に着席する

ウ　机上には、筆記用具のみ置く

⑵　試験時間中

ア 試験場では監督者の指示に従う

イ 原則として､試験開始より３分の１以内であれば試験を受けることができる

ウ 回答用紙に学籍番号､氏名の記載がない場合は評価しない

エ 不正行為があった場合は､評価を受ける資格を失う。また､再試験を受けることができない。さらに､退学を含む懲戒の対象となる。

オ　評価にかかわるレポートは指定日時までに指定場所に提出する。郵送の場合は看護学校の担当講師に必着とする。

カ　試験をやむを得ない理由で欠席する場合は､事前に担任に連絡する

＊ 学則23条を参照

（追試験）

⑴　追試験とは学校感染症､忌引（１親等の血族に限る）､その他やむを得ない事由により本試験を受験出来なかった場合､所定の期日に試験を受けることをいう。

ア 追試験を希望する者は、登校日に診断書等（欠席理由の書かれた書面）を添付し追試験願を提出する。

イ 欠席理由が追試験受験に該当する場合、学校長の許可を得た者に受験資格を与える。

ウ 追試験の評価は、得点の80％とする。

（再試験）

⑴　再試験とは、科目試験の結果が合格しない場合、本人の申請により再度試験を受けることができることをいう。

ア　科目試験・追試験の結果､合格に満たない者には再試験を行う。ただし、再試験は指定された日以外は実施しないので、受験しなかった者は放棄したものとみなす。

イ　受験者は再試験願と受験料を所定の期日までに事務窓口へ提出する。

ウ　再試験は、１回限りとする。

エ　再試験の評価は、合格C、不合格Dとする

オ　受験料は１科目2,000円とする

カ　再試験の際は、受験料領収書を机上に提示する

２　実習評価について

（実習の評価）

⑴　実習の評価は、各実習単位毎に次の基準により行う。

評定	評　　価	合　否
A	80点以上	合　格
B	70点以上 ， 80点未満	
C	60点以上 ， 70点未満	
D	60点未満	不合格

⑵　各実習単位毎に、所定の実習時間の３分の２に満たない者は、評価を受けることができない。

（再実習）

⑴　再実習とは、実習の評価が受けられなかった者及び実績成績が不合格となった者に、再実習を認める。

ア　再実習を受けようとする者は、所定の期日までに再実習願及び所定の実習費用を添えて事務窓口へ提出する

イ 費用は１日1,000円とする

ウ　再実習を履修する者が指定の期日内に手続きをしなければ、それらを放棄したものとみなす

エ　再実習の評価はC（60点）またはDとする

オ　各学年においての再実習は１科目及び２単位以内に限る

（実習の出欠に伴う項目）

⑴　実習に出られる要件

ア　心身ともに健康であること

- 病気・怪我で入院または安静､隔離が必要でないこと
- 妊娠していないこと
- 持病の治療のコントロールがなされ症状がないこと
- 学内での病気欠席が少ないこと。連続して休んでいないこと

イ　事前の学習上（知識・技術・態度）の到達ができていること

㈠ 実習の段階

- 実習の前段階がクリアしていること

㈡ 履修科目

- 実習に必要な科目の単位を修得していること
- 必要な事前学習の準備ができていること

㈢ 技術

- 必要な看護技術が未熟でないこと

㈣ 態度

- 学則第９章第30条（懲戒）に相当する場合がないこと
- 個人情報保護法に基づいた実習に関わる守秘義務を果たせる場合
- 学生としての報告・連絡・相談を実施できること
- 風紀、倫理上に問題が無いこと（例えば　入れ墨など）

⑵　実習停止および中断の要件

- 上記要件が発現した場合

３　総合学習について

⑴　専門分野の総合学習（２単位）評価テストは、卒業の見込みのある者に対して実施する。

ア　出題範囲は，看護師国家試験基準とする

イ 評価テストは２日間実施し、２日間ともに必修問題の得点の80%、一般・状況設定問題の得点の卒65%以上を以って合格とする

ウ　評価テストの結果、合格点に満たない者には１回限り再試験を行う

4　卒業認定に関する取扱いについて

⑴　卒業認定の評価

ア　学校長は、教育課程（第８条）に定める全課程について、学業成績及び出席状況等を評定のうえ、運営会議を経て卒業の認定を行なう。

(ｱ) 学校長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対して、卒業証書，専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

イ　学習の評価に関する規則（卒業）

学校長は、履修すべき学科目及び出席状況を総合判断し、卒業を認定する。

(ｱ) 卒業できなかった者は、その学年に留まることができる。

ウ　内容

(ｱ) 学科成績評価……学則による。

(ｲ) 実習評価……学則による。

(ｳ) 総合学習評価テストの必修問題の得点の80%、一般・状況設定問題の得点の卒65%以上

(ｴ) 出席日数が出席すべき日数の３分の２以上であること。

(ｵ) 学科及び単元の出席時間数が、規定時間数の３分の２以上であること。

(ｶ) 臨地実習の出席時間は、規定の時間数を厳守する。

5　未修得単位の取扱いについて

（趣意）

学則第23条において、単位を認定されなかった者が、再度,, 単位を認定する事項を定める。

⑴　講義または臨地実習を受ける対象学生

単位未修得の学生で勉学に対する熱意があり、未修得単位の取得願を学校長に届出た者

⑵　講義の受け方

ア　月毎の受講時間割を自分で作成し、前月の末日までに提出する。

（他学年を受講する場合は、学年別の時間割を提出）

イ　受講時間割は担当者に提出する

ウ　臨地実習を受ける場合は、実習調整者と相談の上、オリエンテーション及び実習反省会に出席する

⑶　評価について

ア　受けた科目について、C以上の評価であれば単位の修得ができる。

イ　臨地実習の評価がC以上であれば単位の修得ができる

⑷　授業料等について

科目名・時間数に関わらず、１単位あたり50,000円を徴収する。但し各期の上限は 300,000円とする。この対象期間外は在籍管理費として、１月あたり5,000円を徴収する。

5　原級にとどめておくことについて

⑴　進級の認定が得られない場合、当該学年に在籍することができる。

附則

この規則は、平成９年４月１日 から施行する。

この規則は、平成21年４月１日 から施行する。

この規則は、平成22年４月１日 から施行する。
この規則は、平成30年６月１日 から施行する。
この規則は、令和４年４月１日 から施行する。
この規則は、令和５年４月１日 から施行する。